

【重大事態の要件（法28条1項）と判断のルル】 根拠：ガイドライン第4章（p.12-15） / 法第28条第1項

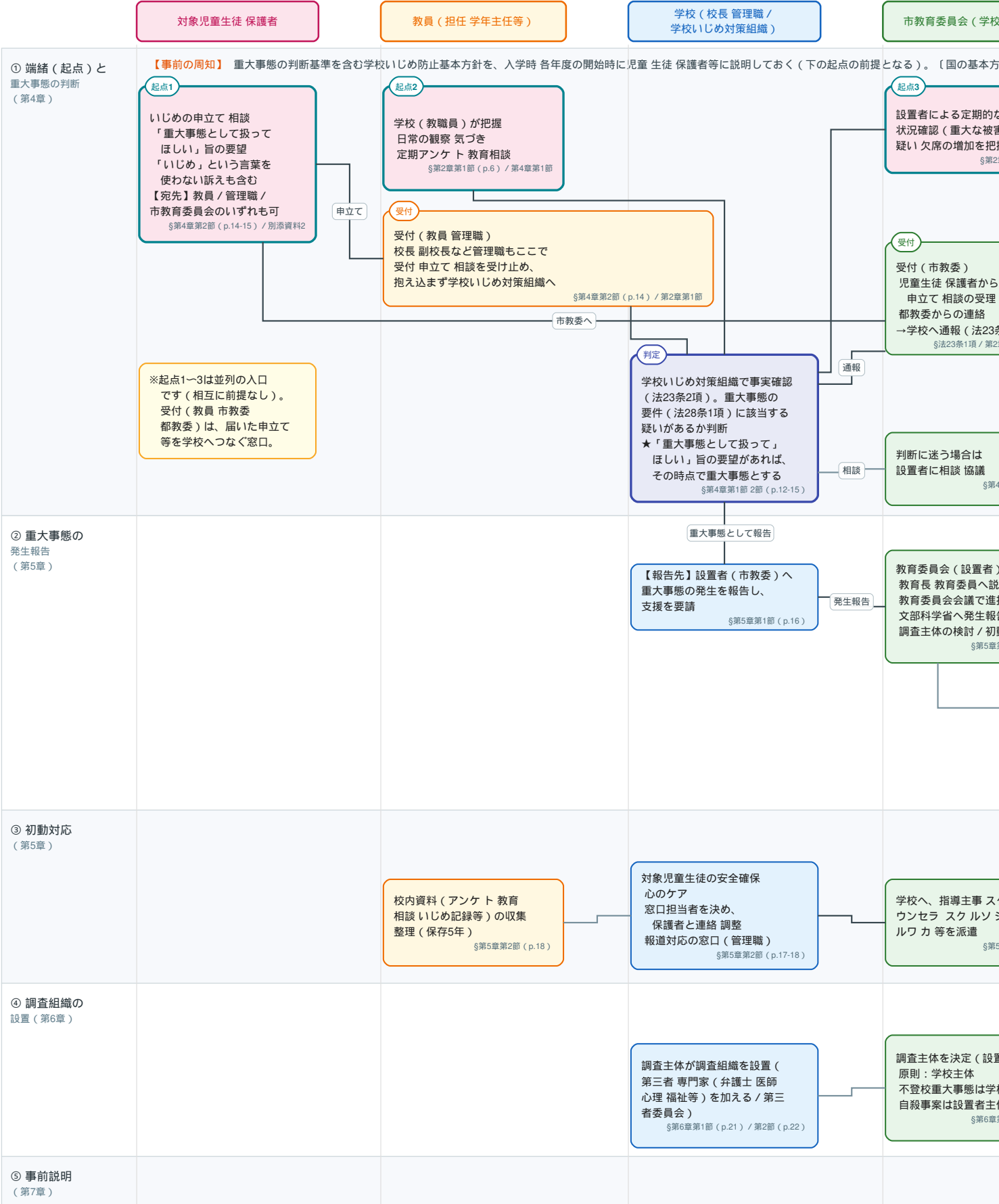
① 1号重大事態（生命心身財産重大事態）：いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき〔法28条1項1号〕

② 2号重大事態（不登校重大事態）：いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき〔法28条1項2号〕

●「疑い」の段階で重大事態として扱う（事実関係が確定した段階ではない）。判断は特定の教職員ではなく、学校の設置者又は学校として行う。〔第4章第1節 p.12〕

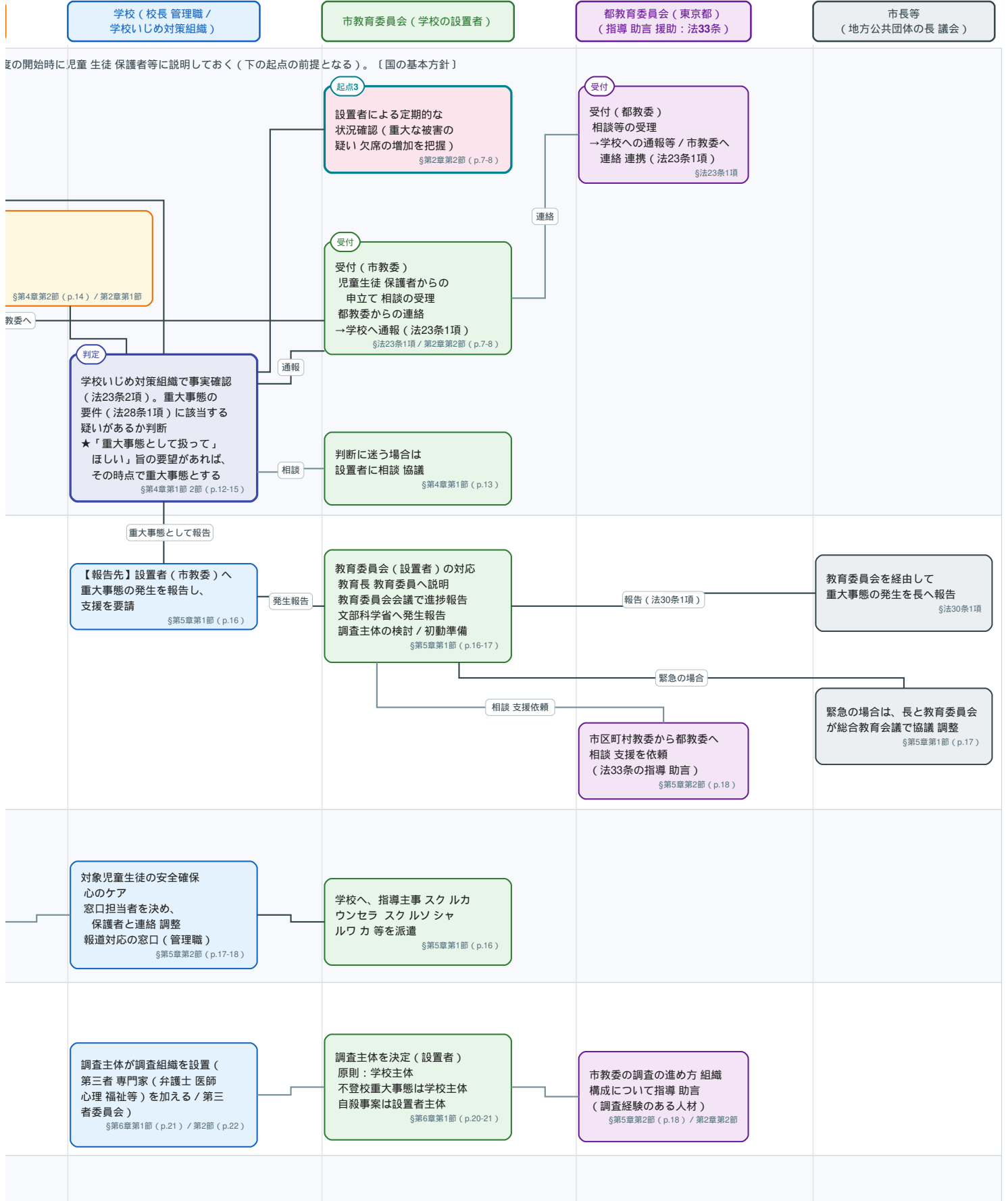
●児童生徒 保護者から「重大事態として扱ってほしい」旨の申立て 要望があったときは、その時点で重大事態が発生したものとして報告 調査を行う〔第4章第2節 p.14-15（学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても同じ。調査をしながら重大事態ではないと断言してはならない）〕

●「重大事態に当たらないことが明らか」というには、いじめの事実が確認できなかっただけでは足りない。いじめが起こり得ないことを客観的 合理的な資料等を用いて説明できない限り、重大事態調査を行う。〔第4章第2節 p.14-15〕 ●重行事例（別添資料1 p.48）：自殺を企図 / 自傷行為 / 骨折 脳震盪 歯が折れる / PTSDの診断 / 裸にさら

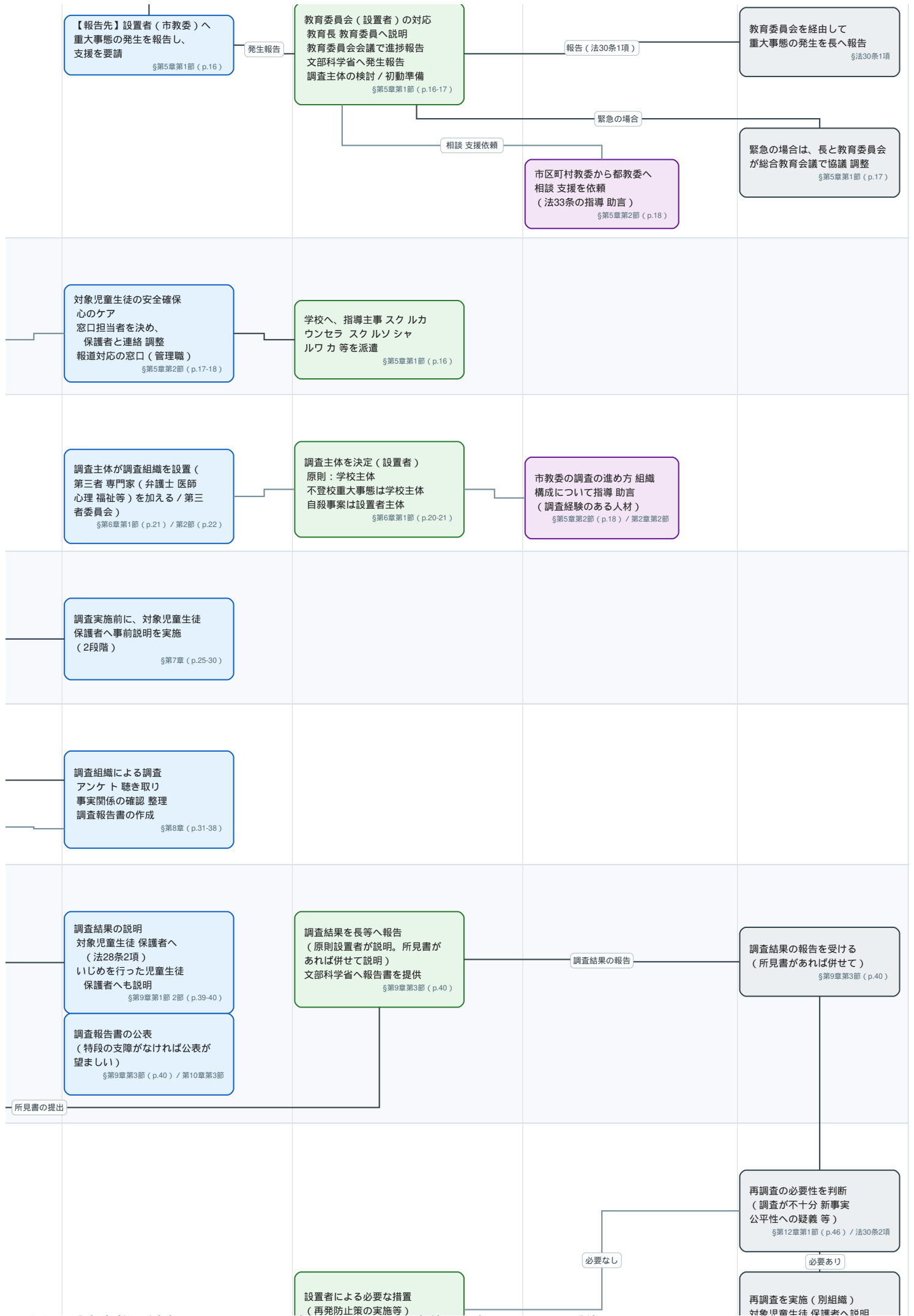


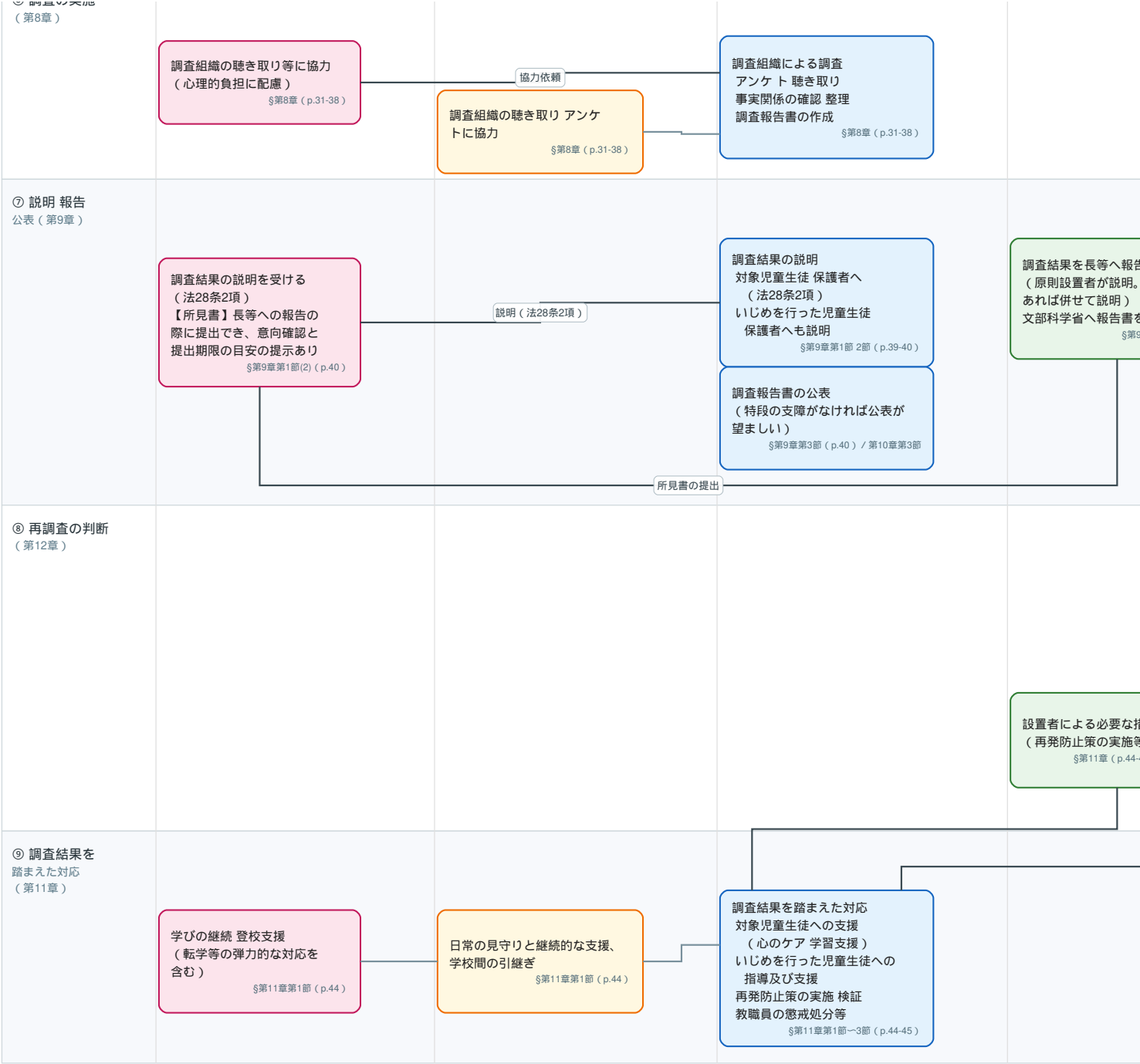
p.12-15） / 法第28条第1項

心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき （法28条1項1号）
 年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき （法28条1項2号）
 教職員ではなく、学校の設置者又は学校として行う。（第4章第1節 p.12）
 か時点で重大事態が発生したものとして報告 調査を行う
 たとしても同じ。調査をしないまま重大事態ではないと断言してはならない）
 では足りない。いじめが起り得ないことを客観的 合理的な
 事例（別添資料1 p.48）：自殺を企図 / 自傷行為 / 骨折 脳震盪 歯が折れる / PTSDの診断 / 裸にされる / わいせつ画像の拡散 / 金銭の強要 / 物を壊される / 転学を余儀なくされた 等



② 発生報告 (第5章)			【報告先】設置者(市教委)へ重大事態の発生を報告し、支援を要請 §第5章第1節 (p.16)	発生報告	教育委員会(設置者)教育長 教育委員へ説明 教育委員会会議で進捗を報告 文部科学省へ発生報告 調査主体の検討/初動 §第5章第1節
③ 初動対応 (第5章)		校内資料(アンケート 教育相談 いじめ記録等)の収集整理(保存5年) §第5章第2節 (p.18)	対象児童生徒の安全確保心のケア 窓口担当者を決め、保護者と連絡 調整 報道対応の窓口(管理職) §第5章第2節 (p.17-18)		学校へ、指導主事 スクールカウンセラ スクールソーシャルワーカー等を派遣 §第5章第2節
④ 調査組織の設置 (第6章)			調査主体が調査組織を設置(第三者 専門家(弁護士 医師 心理 福祉等)を加える/第三者委員会) §第6章第1節 (p.21) / 第2節 (p.22)		調査主体を決定(設置の原則: 学校主体) 不登校重大事態は学校主体 自殺事案は設置者主体 §第6章第1節
⑤ 事前説明 (第7章)	事前説明を受ける(調査の目的 方法 調査組織の構成等) §第7章第2節 (p.26-)	事前説明(2段階)	調査実施前に、対象児童生徒保護者へ事前説明を実施(2段階) §第7章 (p.25-30)		
⑥ 調査の実施 (第8章)	調査組織の聴き取り等に協力(心理的負担に配慮) §第8章 (p.31-38)	協力依頼	調査組織による調査 アンケート 聴き取り 事実関係の確認 整理 調査報告書の作成 §第8章 (p.31-38)		
⑦ 説明 報告公表 (第9章)	調査結果の説明を受ける(法28条2項) 【所見書】長等への報告の際に提出でき、意向確認と提出期限の目安の提示あり §第9章第1節(2) (p.40)	説明(法28条2項)	調査結果の説明 対象児童生徒 保護者へ(法28条2項) いじめを行った児童生徒 保護者へも説明 §第9章第1節 2節 (p.39-40)		調査結果を長等へ報告(原則設置者が説明。あれば併せて説明) 文部科学省へ報告書を提出 §第9章第1節
			調査報告書の公表(特段の支障がなければ公表が望ましい) §第9章第3節 (p.40) / 第10章第3節		
⑧ 再調査の判断 (第12章)				所見書の提出	
					設置者による必要な措置(再発防止策の実施) §第12章第1節





※この図は、下部の【課題 論点】を省いた簡易版です。各課題の内容は、この図の解説ページ (yasutakeyohei.com/ijime-judai-jitai/flow/) に掲載しています。

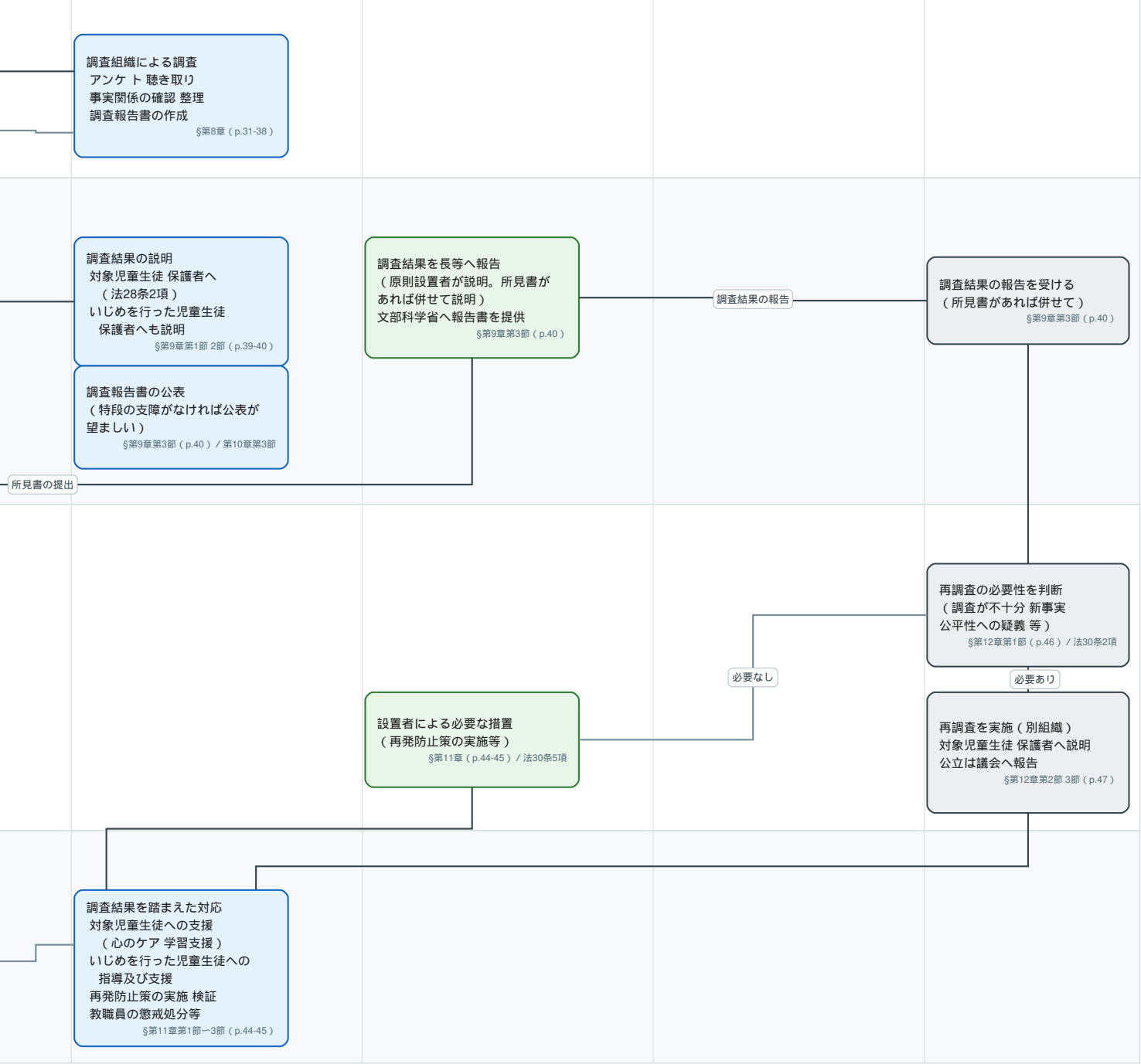
【参考】申立ての類型と留意点 根拠：第3章第4節 (p.11)、第4章第2節 (p.14-15)、別添資料2 (p.49)

- 転学 退学後の申立て：重大事態が発生した前在籍校で調査を行うが、聴き取り等には現在籍校の協力が不可欠。前在籍校と現在籍校それぞれの設置者が積極的に関与し、連携して調査を進める。
- 卒業後の申立て：記憶の曖昧化、資料の保存期間経過、関係者への連絡困難などから調査は困難を伴うが、重大事態の場合には調査を行う必要があり、再発防止のため可能な調査を検討する。
- 申立様式 (別添資料2) の活用：保護者に具体的な状況を記入してもらい、訴えを正確に把握して迅速な対応につなげる。ただし書面の記入がないことを理由に、電話や口頭の相談に対応し、必要に応じて書面を提出してもらう。
- 対象児童生徒 保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、重大事態として取り扱わないことは決してあってはならない (支援や関係児童生徒への対応は継続する)。(第3章第4節 p.11)
- 発生報告 調査結果の報告 再調査報告書の提供は、いずれも各学校の設置者から文部科学省へも行う。(第5章第1節 p.17 / 第9章第3節 p.40 / 第12章第3節 p.47)

【参考】学校種別による報告先の違い (重大事態の発生報告) 根拠：法第29条～第32条 / 参考 (p.51-64)

- 公立学校：当該地方公共団体の教育委員会を経由して、当該地方公共団体の長に報告 (法30条1項)。地方公共団体の長等は、必要があると認めるときに再調査を行い (同2項)、再調査を行ったときはその結果を議会に報告する (同3項)。
- 国立大学附属学校：国立大学法人の学長又は理事長を経由して、文部科学大臣に報告 (法29条1項)。
- 公立大学附属学校：公立大学法人の学長又は理事長を経由して、当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長に報告 (法30条の2 29条準用)。
- 私立学校：当該学校を所轄する都道府県知事に報告 (法31条1項)。
- 学校設置会社が設置する学校：代表取締役又は代表執行役を経由して、認定地方公共団体の長に報告 (法32条1項)。
- 再調査は、報告を受けた文部科学大臣 都道府県知事 地方公共団体の長等が、必要があると認めるときに行う (法29条2項 30条2項 31条2項 32条2項)。

※1 本図は公立 (市立) 学校の場合。「学校の設置者」=市教育委員会、「地方公共団体の長等」=市長 (公立の場合)。
※2 起点1〜3 (青緑の太枠) は重大事態を把握する入口。3つは並列の入口で相互に前提関係はない。受付 (教員 市教委 都教委) は、届いた申立て等を学校へつなぐ窓口。
※3 法23条1項により、学校の教職員、地方公共団体の職員その他の相談に応じる者及び保護者は、いじめの事実があると思われるときは学校への通報等の措置をとる。
※4 不登校重大事態は年間30日の欠席を目安とするが、連続欠席などいじめが要因と考えられる場合は、30日に達する前から迅速に調査に着手する (第4章第1節 p.13)。
※5 実線の矢印は求められる対応、破線の矢印は「望ましい」「考えられる」対応を示す。所見書は、調査主体が調査結果を長等へ報告する際に併せて提出される (⑦)。



説 ペ ジ (yasutakeyohei.com/ijime-judai-jitai/flow/) に掲載しています。

4-15)、別添資料2 (p.49)

学校の協力が不可欠。前在籍校と現在籍校それぞれの設置者が積極的に関与し、連携して調査を進める。〔第4章第2節 p.15〕
困難を伴うが、重大事態の場合には調査を行う必要があり、再発防止のため可能な調査を検討する (例：卒業生の保護者を通じて協力を求める) 。〔同〕
屋して迅速な対応につなげる。ただし書面の記入がないことを理由に、電話や口頭の相談に対応しないことがあってはならない。〔第4章第2節 p.14-15〕
いことは決してあってはならない (支援や関係児童生徒への対応は継続する) 。〔第3章第4節 p.11〕
へも行う。〔第5章第1節 p.17 / 第9章第3節 p.40 / 第12章第3節 p.47〕

第32条 / 参考 (p.51-64)

第1項)。地方公共団体の長等は、必要があると認めるときに再調査を行い (同2項) 、

第1項) 。●公立大学附属学校：公立大学法人の学長又は理事長を経由して、

する学校：代表取締役又は代表執行役を経由して、認定地方公共団体の長に報告 (法32条1項) 。
認めるときに行う (法29条2項 30条2項 31条2項 32条2項) 。

(委) は、届いた申立て等を学校へつなぐ窓口。
つれるときは学校への通報等の措置をとる。
迅速に調査に着手する (第4章第1節 p.13) 。
長等へ報告する際に併せて提出される (㊟) 。

使用したファイル：20240830-mext_jidou01-1336275_3.pdf、全67頁)。 ペ ジ 表記は同ガイドラインの本文ペ ジ に対応。各課題の詳細： yasutakeyohei.com/ijime-judai-jitai/flow/